

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

別表六(三)

平二十六・十・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算										
控 除 限 度 額 等	法人税 (別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「9」)		1	円 外		控 除 余 裕 額 又 は 個 別 控 除 余 裕 額	国 税 (1) - (6)		7	円
	地方税法 (別表六(二)「47」又は別表六の二(二)付表「50」)		2				道府県民税 (((1) + (1の外) + (2) + (3) - (6))と(3)のうち少ない金額)		8	
	道府県民税 (((1)×(5%又は3.2%))又は別表六(三)付表一「28の④」)		3				市町村民税 (((5) + (5の外) - (6))と(4)のうち少ない金額)		9	
	市町村民税 (((1)×(12.3%又は9.7%))又は別表六(三)付表一「28の⑤」)		4				計 (7) + (8) + (9)		10	
	計 (1) + (2) + (3) + (4)		5	円 外					11	
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)			6			控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6) - (5) - (5の外)			11	
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細										
事業年度 又は 連結事業年度	区 分		控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額				
			前期繰越額又は 当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ①－②	前期繰越額又は 当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ④－⑤		
			①	②	③	④	⑤	⑥		
・ ・ ・	国 税	12	円	円		円	円 外			
	道府県民税	13								
	市町村民税	14								
・ ・ ・	国 税	15			円		円 外		円	
	道府県民税	16								
	市町村民税	17								
・ ・ ・	国 税	18					円 外			
	道府県民税	19								
	市町村民税	20								
・ ・ ・	国 税	21					円 外			
	道府県民税	22								
	市町村民税	23								
・ ・ ・	国 税	24					円 外			
	道府県民税	25								
	市町村民税	26								
・ ・ ・	国 税	27					円 外			
	道府県民税	28								
	市町村民税	29								
合 計	国 税	30					円 外			
	道府県民税	31								
	市町村民税	32								
	計 (30) + (31) + (32)	33								
当 期 分	国 税	34	(7)			(11)	外「別表六(二の二)「20」－(33の外)」			
	道府県民税	35	(8)							
	市町村民税	36	(9)				(33の②)			
	計 (34) + (35) + (36)	37	(10)	(33の⑤)						

別表六（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第69条第2項、第3項若しくは第8項《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の15第2項、第3項若しくは第8項《連結事業年度における外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「法人税1」は、次により記載します。
 - (1) 100円未満の金額を切り捨てないで記載します。
 - (2) 外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項《外国税額の控除》に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載します。
- 3 「道府県民税3」は、次により記載します。
 - (1) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において地方税法施行令第9条の7第6項本文《道府県民税の控除限度額》の規定の適用を受ける場合には「5%又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において同項本文の規定の適用を受ける場合には「又は3.2%」を消します。
 - (2) 地方税法施行令第9条の7第6項ただし書の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表一の「28の④」の金額を記載します。
- 4 「市町村民税4」は、次により記載します。
 - (1) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において地方税法施行令第48条の13第7項本文《市町村民税の控除限度額》（同令第57条の2《法人の市町村民税に関する規定の都への準用等》）において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合には「12.3%又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において同項本文の規定の適用を受ける場合には「又は9.7%」を消します。
 - (2) 地方税法施行令第48条の13第7項ただし書の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表一の「28の⑤」の金額を記載します。
- 5 「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額6」の金額が「控除限度額等」の「計5」の本書の金額と外書の金額との合計額に満たないときは、右側の「控除余裕額又は個別控除余裕額」の各欄に記載し、「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額6」の金額が「控除限度額等」の「計5」の本書の金額と外書の金額との合計額を超えるときは、その超える金額を右側の「控除限度超過額又は個別控除限度超過額11」に記載します。
- 6 「前期繰越額又は当期発生額①」は、次により記載します。
 - (1) 当該法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）とする適格合併等（適格合併、適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）が行われた場合において法第69条第5項又は第81条の15第5項の規定の適用があるときのその法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表二「11」の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）が行われた場合において法第69条第7項又は第81条の15第7項の規定の適用があるときのその法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表三「5」の金額を記載します。
- 7 「前期繰越額又は当期発生額④」は、次により記載します。
 - (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において法第69条第5項又は第81条の15第5項の規定の適用があるときのその法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表二「14」の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において法第69条第7項又は第81条の15第7項の規定の適用があるときのその法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表三「10」の金額を記載します。
- 8 「当期使用額⑤」の各欄の外書のうち「12」から「33」までは減額された外国法人税額の充当額を、「当期分」は翌期へ繰り越す未充当額を記載します。